

# 津山市第4次総合計画

## 第4回総合計画審議会

7月25日に開催した協議内容は次のとおりです。  
報告内容

- ① 市民意見反映の取り組みについて
- ・ 地区別懇談会の中間報告
- 協議事項
- ① 津山市の現況と課題の把握にあたって
- ② 第4次総合計画の策定にあたって
- ・ 素案作成の基本的な考え方

## 意見交換

審議会委員が、まちづくりに対する思いや総合計画に対する意見を発表しました。

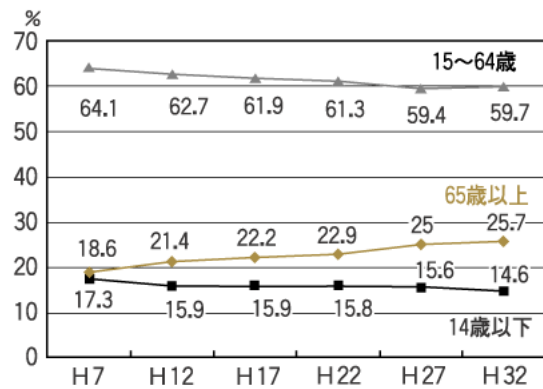
## 第6回総合計画審議会

とき 9月27日(火) 午後1時  
30分  
ところ 市役所2階大会議室

問い合わせ先 企画室 32・2027

## 年齢3区分別人口構成率の推移

第4次総合計画の目標年次(平成27年)には人口に対する高齢者(65歳以上)の割合が25%を超え、14歳以下の割合は15.6%に減少すると予測されています。今後の10年間にどのようにして少子化に歯止めをかけ、地域の活性化を図っていくのが課題となっています。



※コーホート変化率法による推計

資料：国勢調査

## 農業委員会の新役員が決まりました

農業委員統一選挙後の農業委員会総会が7月25日に行われ、農業委員会会長・会長代理並びに各担当委員が、次のように決まりました。任期は平成20年7月19日までの3年間です。(敬称略)

会長	日笠治郎
会長代理	奥良雄
農地対策担当委員	木梨和昭
〃	金田敏
〃	河本一三
農地振興対策担当委員	勝浦剛輔
〃	田淵稔
〃	河原晋
農業後継者対策担当委員	木下稔
〃	森西順次
農業者年金対策担当・ 農業新聞購読推進委員	義根護
〃	杉本節男
農業委員互助会監事	枅形章弘
〃	坂本道治

問い合わせ先 農業委員会事務局 32 - 2159

住みよい環境と快適な暮らしは下水道から…

## 9月は下水道促進月間です

市では、安全で快適な生活を確保し、未来に美しい自然と生活環境を引き継ぐために公共下水道の整備を進めています。今年3月末現在の普及率は約29.5%、水洗化率(下水道が使える地域での下水道接続率)は約72.3%。下水道の供用が始まった区域では、1日も早い接続をお願いします。

### 接続費用を市内金融機関で借りる 低金利の融資あっせん制度

限度額	80万円(工事費の範囲内)
利子	1.95%(供用開始後1年以内の施工は無利子)
返済期間	40か月



### 悪徳業者にご注意

下水道の無料点検を装い、高額な費用を請求する業者が出没しています。下水配水管は通常の使用で詰まることはありません。ご注意ください。

問い合わせ先 下水道課 32 - 2100

# アスベスト(石綿)に関する相談について

アスベストを原因とする疾病が多発していることが社会問題となっており、関心が全国的に高まっています。このことについて、みなさんの不安にこたえるため、市は8月に「津山市アスベスト問題連絡会議」を設置し、問い合わせに応じています。

- ◎ 一般的な相談(総合窓口) 環境生活課 32・2055
- ◎ 健康被害・室内衛生について 健康増進課 32・2069
- ◎ 建設工事・建築物について 建築住宅課 32・2099

**Q** アスベストとはどういうものですか？

**A** アスベストは鉱物で、白石綿、茶石綿、青石綿などの種類があります。国内のアスベスト使用量のうち、9割以上が建築物の屋根や建材に使用されています。

**Q** アスベストが原因で発症する病気にはどのようなものがありますか？

**A** アスベストの繊維は、その粉じんを吸入することが、肺繊維症(じん肺)や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があるとされています。長い潜伏期間の後、症状が出ます。

## アスベストに関する Q&A

**Q** アスベストを使用した製品は環境上の問題はありますか？

**A** アスベストを固化化した製品は、屋根用スレートや繊維強化セメント板などがありますが、空气中に飛散することがない状態では人体への影響はありません。一定規模のアスベストを使用した建築物の解体などを行う場合には、飛散する可能性があるため、県に大気汚染防止法に基づく届け出を行うことが義務付けられています。

※Q&Aは、岡山県のホームページから抜粋しています  
<http://www.pref.okayama.jp/seikat/su/kankan/taiki/asbest/index.html>

# 2005 国勢調査 10月1日(土)

## みなさんのお宅に国勢調査員がうかがいます

国勢調査は、日本に住んでい  
るすべての人を対象とした、国  
の最も基本的な統計調査で、国  
内の人口や世帯などの実態を把  
握するために5年に1度、10月  
1日に行っています。

9月下旬から国勢調査員が市  
内の全世帯を訪問して調査票を  
配布しますので、10月1日現在  
の状況を調査票に記入してくだ  
さい。そして、10月上旬に国勢  
調査員が再び各世帯を訪問して  
調査票を回収します。

**Q** 国勢調査員はどんな人なの？

**A** 調査票を配布・回収する国  
勢調査員は、総務大臣が任命  
する非常勤の国家公務員です。

**Q** どんなことを調べるの？

**A** 男女の別、出生の年月、国  
籍、就業状態、通勤・通学地  
など世帯員一人ひとりについ  
て調べるほか、世帯の種類、  
世帯員の数、住居の種類など  
世帯について調べます。調査

項目は全部で17項目あります。

**Q** どうしても答えなければいけ  
ないの？

**A** 調査票が提出されなかった  
り正しい回答がされなかった  
りすると、誤った統計になっ  
てしまいます。そうしたこと  
を防ぐため「統計法」「国勢  
調査令」で回答の義務につい  
て規定しています。つまり、国  
勢調査に参加することは、私  
たちの義務なのです。

ひとり暮らしなどで  
不在がちなみなさんへ

調査員が調査票の記入の願  
いにかがいますが、会えない  
場合には、ポストに連絡先を記  
入した連絡票と調査票類を置か  
せていただくこともあります。お  
手数ですが、調査員に連絡する  
など、調査票の提出にご協力く  
ださい。

問い合わせ先 行政広報室 32  
・2028